

第3回 消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会

1 日時：平成28年10月11日（火）10：00～12：00

2 場所：主婦会館 4階 シャトレ

3 出席者

【部会員】小林部会長、河野副部会長、田辺部会員、岡野部会員、齊藤部会員、佐々木部会員、中川部会員、岡田部会員、木原部会員、鈴木部会員、伊藤部会員、竹本部会員、森部会員、渡邊部会員

【事務局】鈴木予防課長、伊藤設備専門官、田中技官、平山技官、千葉事務官、吉岡事務官、坂井事務官

4 配付資料

資料3-1：点検報告率が大きく上昇した消防本部における取組の事例紹介

資料3-2：自家発電設備の負荷運転について

資料3-3：誘導灯の経年劣化等を踏まえた点検方法の見直しについて

資料3-4：有資格者により点検を行う範囲について

資料3-5：自動火災報知設備の煙感知器感度試験について

参考資料3-1：部会員名簿

参考資料3-2：第2回 議事要旨

参考資料3-3：消防用設備等に係る点検及び報告の推進等について
(平成11年6月14日付け消防予第145号)

参考資料3-4：分解整備点検の方法（案）

5 議事

(1) 消防用設備等点検報告率が大きく上昇した消防本部における取組の事例紹介

(2) 自家発電設備の負荷運転について

(3) 誘導灯の経年劣化等を踏まえた点検方法の見直しについて

(4) 有資格者により点検を行う範囲について

(5) その他

6 主な意見交換 (●事務局 ○部会員)

■■消防用設備等点検報告率が大きく上昇した消防本部における取組の事例紹介■■

資料3-1「点検報告率が大きく上昇した消防本部における取組の事例紹介」を事務局より説明。その後、千葉市の取り組み事例を竹本部会員より説明。

- 取り組みに対する効果はタイムラグがあるものなのか、それともすぐに出るのか。
- 消防用設備等の点検が未実施又は未報告の防火対象物に対する取組として、平成26年

度は立入検査のみの対応であったため、前年度との点検報告率の差は大きくなかったが、平成27年度には、直接建物関係者に点検報告制度に係る文書を送付して点検報告及び違反是正を促進していくという取組を追加的に実施した結果、点検報告率が約10%上昇した。

この取組は、実際に通知を送付してから約2ヶ月の猶予期間を与えているがその間に文書送付先の20%から報告が行われているので、比較的即効性はあるものと考えている。

- 法令違反のある防火対象物というのは、点検報告未実施以外にも違反があるのか、それとも点検報告未実施のみの違反なのか。

また、多くの防火対象物に対して立入検査をするために何か対策をしたのか。例えば、毎日勤務の予防担当者だけではなくて、他の要員まで活用されたとか。

- 今回文書による通知をしたのは、点検報告未実施の違反のある防火対象物である。全体の取組としては、平成26年度及び平成27年度においては、点検報告以外の違反、例えば消防用設備等の未設置等の消防法令違反がある防火対象物に対して重点的に立入検査を実施した。

当局では、各署の隔日勤務者も立入検査を実施しており、本局において抽出した違反対象物に対して計画的に立入検査を実施するようにしている。また平成26年度からは、重大な違反が確認されている防火対象物については日勤者が繰り返し指導し、届出の不備、訓練の未実施等軽微な違反に関しては、隔日勤務者が当直明けなどに立入検査を実施したり、電話で督促したりする等の取組により対応している。

- 非常に地味な取組も、やれば効果があるのではないか。また、違反のある防火対象物に対して重点的に立入検査するとのことだが、違反のない防火対象物については、立入検査の回数を減らしているのか。
- 違反のない防火対象物も、長期間立入検査を実施しないと新たな違反事項が出てくるかもしれない。ほとんど違反事項がない優良な防火対象物もあるが、関係者とのコミュニケーションという意味でも、計画的に立入検査を実施し、関係者の防火意識を高めるための取組を実施している。

■■ 自家発電設備の負荷運転について ■■

資料3-2「自家発電設備の負荷運転について」を事務局より説明。

- 分解整備点検は、消防法で定められた点検とは別に、他法令に基づいて実施することが義務づけられているのか、また、一般社団法人日本内燃力発電設備協会（以下「内発協」という。）が独自に設置事業者に対して推奨しているのか、どのような位置づけでこの分解整備点検が行われているのか。
- 分解整備点検について、他法令で義務づけられているものではない。また、自家発電設備に係る規制としては、建築基準法や電気事業法があるが、そこでは実際に負荷をかける点検は義務づけられていない。ただし、分解整備点検とは内容は異なるが、内発協の自主基準として、6年に1度、機器をある程度分解して内部の点検を実施することを

推奨している。

- 内発協が検討している分解整備点検が、消防法で定めている負荷運転の代替として法令上認められるためには、技術的な資料等により同等の内容を点検できることを確認するが必要があり、今後検討していくという趣旨でよいか。
- そのとおり。それ以外にも、1年に1度の総合点検時に実施する負荷運転が毎年必要なのかについても併せて検討したい。
- 負荷運転の実施頻度を議論するためには、不具合率のデータが必要だが、それはあるのか。
- 不具合率のデータについては、今後調べていきたい。
- エンジンを実際に動作させる点検は、少なくとも年に2回は必要ではないか。
- 半年に1回の機器点検で無負荷運転を実施するため、分解整備点検が導入されても、エンジンを作動させない状態が何年も続くということにはならない。
- 点検要領で定められている「定格の30%以上」というのは、何の30%か。
- 発電機の定格出力の30%である。

■■誘導灯の経年劣化等を踏まえた点検方法の見直しについて■■

資料3-3「誘導灯の経年劣化等を踏まえた点検方法の見直しについて」を事務局より説明。

- 誘導灯パネルの明るさの問題について、色見本を点検に活用する事を一般社団法人日本照明工業会が検討しているが、パネルは均一に変色していくわけではないため、色見本と誘導灯パネルを比較して誘導灯パネル全体の劣化状況を評価する方法を現在検討していると聞いている。

■■有資格者により点検を行う範囲について■■

資料3-4「有資格者により点検を行う範囲について」を事務局より説明。

- 消防設備士と消防設備点検資格者の合格者数の推移について資料で示されているが、これらの資格者の中には、既に亡くなっている方もいる可能性があり、より適切な数字として、最近5年間で消防設備士と消防設備点検資格者の再講習を受けた人数の累積を確認した方がよいのではないか。

点検報告制度の創設当初は有資格者の人数が足りなかったと推定されるが、それが多少配慮されて、有資格者による点検が必要な防火対象物の規模が延面積1,000㎡以上となった可能性もある。その後有資格者が増えている状況に鑑み、有資格者が点検報告を実施すべき防火対象物の範囲を広げるということは妥当である。実際にはほとんどの防火対象物について有資格者が点検結果を消防署へ届出しており、無資格者が届出している数は極めて少ない。

また、延面積1,000㎡以下の防火対象物でもスプリンクラー設備の設置が義務づけられ

ているが、無資格者ではスプリンクラー設備の点検は困難である。

- 建築基準法で定める点検に係る制度と整合性を持たせるべきではないか。
- 建築基準法第12条においては、建築設備、防火設備、特殊建築物の点検は有資格者でないとできないことになっている。消防用設備等のように、有資格者でなくても点検の実施が可能であることは珍しいのでは。
- この制度ができたのは約40年前であるが、当時は、有資格者数ではなく、火災危険性が高い防火対象物に限って有資格者による点検が必要であると整理されている。

最近では、スプリンクラー設備等の高度な消防用設備等が規模の小さい防火対象物にも設置されており、これらの設備については有資格者が点検をすることが適当ではないか検討していきたい。ただ、小規模な対象物に設置される消防用設備等であっても、簡便な方法で点検できるものについては有資格者でなくても点検の実施が可能と整理してはどうかと事務局では考えている。
- 無資格者で点検ができるような消防用設備等と有資格者による点検が必要な消防用設備等の両方が設置されている防火対象物は、有資格者が両方の消防用設備等を点検するほうが点検の実施は促進されるのではないか。
- 点検業務は設置されている設備について一括して発注されることが多いので、このような場合は、全て有資格者により点検が実施されていると思われる。
- 消防用設備等の点検には機器点検と総合点検があり、機器の性能向上により点検が容易にできるのであれば、総合点検をせず機器点検だけで良いとなるのではないか。
- 半年に1回の機器点検においては、外観を目視や機器の簡単な操作により確認する点検を実施するのに対して、1年に1回の総合点検においては、機器を作動させて、正常に作動するかを確認する点検であり、総合点検ではないと確認できない項目もあることから、機器の性能が向上しても両方の点検は必要と考える。
- 機器点検においても、消防用設備等の知識がないと、正常・不良の判断ができないものもあることから、専門的知識がないと実施困難ではないか。有資格者でなくても点検を可能にするために、例えば、無線式の自動火災報知設備の受光素子が劣化すると、自動的に警報音が鳴動する機能がある等誰でも容易に判断できるようになることが好ましい。
- 消防用設備等点検結果報告書の届出の実態は、点検から届出業務まで一体として請け負っている点検事業者、建物所有者から委託を受けた有資格者が当該報告書を作成し、消防署や消防本部に届出しており、建物所有者が届出をする事例はほとんどない。その結果として、延面積1,000㎡未満の防火対象物に比べて、有資格者による点検の実施が必要な延面積1,000㎡以上の防火対象物の点検報告率が高いことに関係していると考えられる。今後、有資格者が点検すべき消防用設備等については、技術的な観点からの検討が必要であるが、結果として有資格者が点検しなければならない防火対象物が増えた場合には、点検報告率の上昇に寄与する可能性はあるのではないか。
- この議題については、最近の実態を踏まえて、制度の合理化を推進していくべきであ

る。小規模な防火対象物にも消防用設備等の設置基準が強化されており、消防用設備等を設置する際の費用だけでなく、保守点検の費用が必要になることを関係者に理解してもらうことが必要ではないか。そして、有資格者による点検が必要な火災危険性の高い防火対象物には、有資格者による点検が必要であるという前提で議論を進めていくべきである。

■■自動火災報知設備の煙感知器感度試験について■■

資料3-5「自動火災報知設備の煙感知器感度試験について」を事務局より説明。